

事務連絡  
平成28年7月28日

各〔都道府県〕  
〔政令市〕  
〔特別区〕  
生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部生活衛生課

### 建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）制度等について（情報提供）

（公社）全国ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）が実施している建築物清掃管理評価者（インスペクター）制度については、「建築物衛生行政の適正な運営について」（平成28年4月15日付け生食衛発0415第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）記の2（4）に記載しておりますが、今般、協会から本制度の一部見直しについて情報提供がありました。また、併せて、協会が実施する「エコチューニング事業」について下記2のとおり情報提供がありました。

いずれも建築物衛生の推進に資するものであると考えますので、それぞれにつき御了知いただくとともに、管内の特定建築物の所有者、ビルメンテナンス業者に対し、適宜御周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 建築物清掃管理評価者（インスペクター）制度について

本制度についてはこれまで、「建築物清掃管理評価資格者2級（作業品質）（略称：2級P）」、「建築物清掃管理評価資格者2級（組織品質）（略称：2級M）」、「建築物清掃管理評価資格者1級」の3つの資格区分によって運用されてきましたが、分かりやすい資格制度にすること、より実践的な知識を身につけること等を目的として、今年度から、これら3つの資格区分が「建築物清掃管理評価資格者」に一本化されます。新制度に係るリーフレット及びこれまでの制度における各資格取得者に対する移行手続に関するリーフレットについて別添のとおりです。また、協会ホームページ（[http://www.j-bma.or.jp/study/system\\_inspector.html](http://www.j-bma.or.jp/study/system_inspector.html)）に、本件について掲載されています。

#### 2 「エコチューニング」の推進に関する取組について

環境省が推進する「エコチューニング」の取組（建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行う取組）に関し、協会では、平成26年度から環境省委託事業として、「エコチューニングビジネスモデル確立事業」を実施しており、今年度は本事業を継続するとともに、環境省の選定を受け協会内に設置した「エコチューニング推進センター」がエコチューニングを推進する建築物のエネルギーマネジメントを担当する技術資格者（エコチューニング技術者）の認定を行う予定とのことです。詳しくは、別添リーフレットや同センターホームページ（<http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>）をご参照ください。



# ビルクリーニング品質インスペクターが生まれ変わります

インスペクターの価値を高め、ユーザー（お得意さん）に活用していただくために、

- ① 理解されやすい資格制度にする
- ② より実践的な技能・知識を身につけていただく
- ③ 期間や費用面からも挑戦しやすい資格にする

これ等を基本コンセプトとして、制度の大幅な見直しを致しました。

